

# 貯蓄預金規定

## 1. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有すること を確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要 と認めるときはこの確認ができるまでは払戻しを行いません。

# 2. (自動支払等)

この預金口座からは、各種公共料金等の自動支払をすることはできません。なお、スウィングサービス契約による支払はこの限りではありません。

また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金等の自動受取口座として指定することはできません。

#### 3. (利息)

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。 以下同じ。)1,000円以上について付利単位を1円として、次項の利率によって計算のうえ、毎年2 月と8月の当行所定の日に、この預金に組入れます。
- (2) この預金の利息を計算するときの基準となる預金残高(以下「基準残高」という。)は当行所定の金額とし、適用する利率は次のとおりとします。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
  - ① 毎日の最終残高が基準残高以上となった期間 当該期間における店頭表示の「基準残高以上利率」
  - ② 毎日の最終残高が基準残高未満となった期間 当該期間における店頭表示の「基準残高未満利率」

## 4. (規定の適用)

この預金には、本規定のほか、「普通預金・貯蓄預金共通規定」が適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)